

## 事務検査に関する決議

地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

### 記

#### 1 検査事項

浜岡中学校改築工事に係る雨水排水対策に関する事項

#### 2 検査方法

- (1) 関係書類及び報告書の提出を求める。
- (2) 検査は「御前崎市予算決算審査特別委員会」に付託して行う。

#### 3 検査権限

本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を「御前崎市予算決算審査特別委員会」に委任する。

#### 4 検査期限

御前崎市予算決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

#### (理由)

令和 3 年 7 月に完成した御前崎市立浜岡中学校校舎改築工事に伴うグラウンドの雨水排水対策が、当時の御前崎市土地利用委員会の指導に従うことなく工事が完了し、現在に至っている。なぜ、そのような事態が生じたのか、その経緯を調査し、実態を解明するため、事務検査を要するものとし決議する。

なお、審査、採決については、本事件の関係者の除斥を強く要求する。